●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第4項に基づく報告

協議内容	項番	団体名	報告日	概要	総務局長の意見
出資(減資)	1	(地独)大阪市民病院機構	R8.2.13	本件団体から不要財産(土地)の納付があった。 ア　内容 　出資等に係る不要財産(土地)の納付に伴う資本金の減少 イ　納付する建物の所在地 　大阪市住之江区東加賀屋1丁目9番3(以下「本件土地」という。) ウ　出資額等 　資本金の減少額　296,652円 　※当該法人の資本金　変更前:96,197,174円 　　変更後:95,900,522円 　※本市出資比率　変更前:100% 　　変更後:100% エ　本市への納付日 　令和7年11月4日 ・経過 　本件団体は、地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者の育成等の業務を行うとともに、地域の医療機関との役割分担と連携のもと、大阪市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的として、平成26年10月1日に設立された。 　本件土地は、本件団体の設立以前は元大阪市立住吉市民病院の用地の一部として市が保有していたものであったが、本件団体の設立に伴い、同病院は本件団体が運営することとなったため、本件土地を含む同病院の用地は本件団体に承継した。 　同病院が平成30年3月をもって閉院した後、平成30年4月からは閉院後の同病院の一部を活用し、本件団体が大阪市立住之江診療所を運営していた。令和元年11月からは本件土地上に同診療所を移転し、本件土地はその用地として利用されていたが、今後、公立大学法人大阪が運営する大阪健康長寿医科学センターの管理棟として使用されることとなったため、大阪市立住之江診療所は、元大阪市立住吉市民病院の用地のうち本件土地以外の用地に整備される大阪健康長寿医科学センターの付属棟に移転することとなった。 よって、本件土地は、将来にわたって本件団体の業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定に基づく市会の議決を経て本市に返納されたものである。 なお、本件土地上の建物は、本市からの運営費交付金により本件団体が建設したものであり、出資額等には影響しない。 また、大阪市立住之江診療所が移転する大阪健康長寿医科学センターの付属棟についても、公立大学法人大阪が新たに建設した建物であり、同団体が保有するものであるため、出資額等には影響しない。	本件は、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定に基づき市会の議決を経てされたものであるため、要綱第7条第5項括弧書きの規定により、総務局長の意見は述べない。